

随意契約結果一覧

					所属(課名)	環境課		
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考	
松阪市篠田山斎場火葬炉設備保守点検業務委託	平成30年4月1日	富士建設工業株式会社	1,350,000円	1,350,000円	地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約。 現火葬炉(S63~H2改修)の築炉メーカーであり、炉の維持管理を考慮すると、同業者で保守点検を行うことが望ましいと考えるため。	無		
平成30年度松阪市篠田山霊苑内保守点検及び雑木伐採・林内整備業務委託	平成30年4月1日	松阪飯南森林組合	3,996,000円	3,996,000円	地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約。 篠田山霊苑は山(森林)の形態を成している。本委託業務を実施するにおいては、一般的な樹木の伐採や剪定などの緑地管理だけでなく森林全体の状況を把握し、土砂の流出などの自然災害を防止することを考慮しながら枯松や支障木を伐採していく特殊な技術が求められる。また、霊苑内の景観美化等に考慮し、墓苑・斎場への来場者及び通行車両等への支障ならびに事故を未然に防止していく上においても森林管理の専門的な技術が必要である。松阪飯南森林組合は、本市において森林管理の中心的な役割を担った森林保全に関する高い技術力を兼ね備えた唯一の事業所であることと霊苑内の保守点検業務にも長期的に従事しており霊苑内の樹木の生育状況や地形などの現場の状況を熟知しているため、緊急の危険箇所所の発見が容易に出来、迅速に対応できると考えられるため。	無		

平成30年度 篠田山霊苑内傾斜地草刈業務委託	平成30年6月1日	松阪飯南森林組合	1,134,000円	1,134,000円	地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約。 篠田山霊苑は山(森林)の形態を成している。本委託業務を実施するにおいては、一般的な樹木の伐採や剪定などの緑地管理だけでなく森林全体の状況を把握し、土砂の流出などの自然災害を防止することを考慮しながら枯松や支障木を伐採していく特殊な技術が求められる。また、霊苑内の景観美化等に考慮し、墓苑・斎場への来場者及び通行車両等への支障ならびに事故を未然に防止していく上においても森林管理の専門的な技術が必要である。松阪飯南森林組合は、本市において森林管理の中心的な役割を担った森林保全に関する高い技術力を兼ね備えた唯一の事業所であることと霊苑内の保守点検業務にも長期的に従事しており霊苑内の樹木の生育状況や地形などの現場の状況を熟知しているため、緊急の危険箇所所の発見が容易に出来、迅速に対応できると考えられるため。	無	
松阪市火葬等業務委託	平成30年4月20日	イージス・グループ有限責任事業組合	270,604,800円	223,560,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。 火葬業務・霊柩車業務は、業務の特殊性から、経験や実績に裏付けられた優れた業務遂行能力を有し、安定的かつ継続的に業務遂行が可能な事業者を選定する必要がある。そのため公募型プロポーザルにより業務に対する提案を事業者より受け、事前に公表する評価方法及び評価基準に基づき評価を行い、事業者を選定することが最適であると判断したため。	有	契約期間: 平成30年5月1日~ 2023年(平成35年)4月30日
松阪市篠田山斎場 耐火台車上部取替他修繕(3・5号炉)	平成30年6月26日	富士建設工業株式会社	1,512,000円	1,458,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約。 火葬炉は特殊な物であることから、製造業者であり、火葬炉設備全体とシステムの詳細及び現状を的確に把握している富士建設工業株式会社により、同社が持つ部品を使用して修繕を行う必要があるため。	無	

松阪市篠田山斎場 耐火台車 取替他修繕(動物炉)	平成30年7月27日	富士建設工業株式会 社	1,371,600円	1,188,000円	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による随意契約。 火葬炉は特殊な物であることか ら、製造業者であり、火葬炉設備 全体とシステムの詳細及び現状を 的確に把握している富士建設工 業株式会社により、同社が持つ部 品を使用して修繕を行う必要があ るため。	無	
松阪市篠田山斎場 炉圧制御 用パワーシリンダー取替修繕 (1号炉~6号炉)	平成30年12月14日	富士建設工業株式会 社	1,404,000円	1,350,000円	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による随意契約。 火葬炉は特殊な物であることか ら、製造業者であり、火葬炉設備 全体とシステムの詳細及び現状を 的確に把握している富士建設工 業株式会社により、同社が持つ部 品を使用して修繕を行う必要があ るため。	無	
松阪市篠田山斎場 再燃焼室 煙道取替修繕(4号炉)	平成30年12月14日	富士建設工業株式会 社	1,512,000円	1,458,000円	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による随意契約。 火葬炉は特殊な物であることか ら、製造業者であり、火葬炉設備 全体とシステムの詳細及び現状を 的確に把握している富士建設工 業株式会社により、同社が持つ部 品を使用して修繕を行う必要があ るため。	無	
松阪市篠田山斎場 主・再燃 焼室炉内耐火物修繕(3号炉)	平成31年2月8日	富士建設工業株式会 社	1,458,000円	1,404,000円	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号による随意契約。 火葬炉は特殊な物であることか ら、製造業者であり、火葬炉設備 全体とシステムの詳細及び現状を 的確に把握している富士建設工 業株式会社により、同社が持つ部 品を使用して修繕を行う必要があ るため。	無	